

議案第 8 号

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、ごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料の額を改める必要があるによる。

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 5 年福岡市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ごみの部定期収集の款事業系の項中「147円」を「150円」に改め、同部臨時収集の項中「3,996円」を「4,070円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。